



広報

五條

contents

7

- 2. 市政の報告
- 6. 暮らしのメモ
- 8. 国際交流
- 9. 消防トピックス
- 10. 五條ニュース
- 24. カルムのひろば
- 26. おしらせ

NO.715
平成20年7月
JULY 2008



市の木
(くすのき)



市の花
(きぎょう)



ゴーちゃん
(五條市シンボルキャラクター)

議会 市政の報告

五條市長 吉野 晴夫



平成20年第2回定例会が6月16日に開会され、吉野市長が平成20年度の市政の報告を発表しました。

4月から今日までの市政の概要についてご報告申し上げます。

まず、平成19年度の決算状況につきまして、一般会計及び国民健康保険ほか7特別会計におきまして、おのれの剰余金をもちまして決算ができました。

更に、水道事業会計におきましても純利益を計上し、3月末日をもつてすでに決算を終えております。

次に、諸事業の取り組みについてご報告申し上げます。

行財政改革

本年度の最重要施策である「行財政改革」の取り組みのうち、昨年度から試行的に実施しております事務事業評価につきましては、本年度からすべての事務事業について評価を実施すると共に、集中改革プランの進捗管理を兼ねながら、市民の視点に立つてどのような成果があったのかを評価し、来年度以降における事務事業の実施方針を構築すべく、全庁をあげて取り組みをはじめたところでありました。

更に、事務事業評価の結果を基礎データにして、現在策定中の五條市新総合計画が目指すまちづくりの方向や目的を達成するための施策にあって、それぞれの事務事業がどれだけの貢献しているかの評価を、来年度の予算編成にあわせて実施する予定であります。

次に、昨年度に策定し、平成23年度までの5年間に、約19億円の歳出削減による財政効果を見込んでおります集中改革プランにつきまして、昨年度の歳出削減が約5億8,000万円でありましたことを報告いたします。

今後、市民の視点に立った簡素で効率的な行政経営を目指し、集中改革プランに示す取り組みを中心に様々な改革を断行してまいります。

また、財政健全化への周知徹底を図るべく、5月26日・27日の両日にわたり、係長級以上の市職員を対象とした、研修会を開催いたしました。いかに本市の財政状況が厳しいかを再認識した上で、今後より一層、行財政改革に鋭意努めてまいります。

ケーブルテレビ整備事業

「ケーブルテレビ整備事業」の取り組みにつきましては、加入率90パーセント以上の確保を目指し、5月から地域住民への説明会を実施し、計画的に事業を進めてまいります。

地域住民の皆様には、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

公共交通対策

「公共交通対策」の取り組みについて申し上げます。4月から県下初のデマンド方式による乗合いタクシー

を有償実証運行しておりますことは、ご案内のとおりであります。5月末までの2か月間の乗客実績は、187名でありました。また、西吉野地区の生活バスにつきましては、484名、大塔地区の生活バスにつきましては、272名が利用されております。

今後も引き続き、地域住民、特に高齢者や児童、生徒など交通弱者に配慮した、生活交通の利用促進に取り組んでまいります。

陸上自衛隊駐屯地の誘致

「陸上自衛隊駐屯地の誘致」につきましては、4月16日に大久保駐屯地、同月18日には千僧駐屯地及び伊丹駐屯地を表敬訪問し、各駐屯地司令に対して要望活動を行いました。更に、6月はじめの上京のうちに、地元選出の田野瀬代議士並びに山崎拓代議士に面会し、国会陳情を行うと共に、防衛省幹部にも面会し併せて要望活動を積極的に行っていました。

今後も引き続き、早期に実現できるよう取り組んでまいります。

道路行政

「道路行政」の取り組みのうち、国道24号拡幅整備の進捗状況につきましては、本陣交差点から市役所下交差点までの1区間(約200メートル)の工事説明会をまもなく行う

公園整備事業

予定であります。また、市役所下交差点から裁判所下までの2工区間(約300メートル)は、引き続き、国と一体となり鋭意用地交渉を行ってまいります。裁判所下から二見1丁目交差点までの3工区間(約300メートル)は、路線測量・設計及び補償調査等を計画しております。

今後、地権者・居住者等のご理解とご協力を得ながら、全線1,350メートルの事業化に向け、国と連携を密にして鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

一方、市道旧岡中線の改良工事につきましては、市道須恵4号線から岡口踏み切り超えまでの区間(約160メートル)が、本年中に完成する見込みであります。更に、先線の整備につきましても、地元協議等をおこなうなど、早期完成に向けて取り組んでまいります。

次に、五條駅周辺及び南北連絡道整備計画につきましては、5月22日の五條駅南北道建設促進及び市街地整備特別委員会におきまして、駅舎及び駅前広場と南北連絡道を総合的に計画し、五條駅周辺の活性化と交通の利便性確保に繋がるよう取り組んでまいります。報告いたしました。今後引き続き、各委員からのご提言を踏まえ、整備計画内容や事業費等について西日本旅客鉄道株式会社や関係機関と協議を進めてまいります。

「公園整備事業」のうち、五條中央公園につきましては、今年度も引き続き、公園東側の整備を行い、来年度の事業完了に向けて鋭意取り組んでまいります。

また、現在市が管理している5万人の森公園、上野公園及び阿田峯公園につきましては、より一層の施設有効利用と管理費削減という観点から、指定管理者制度を導入いたします。これまでに、募集要項及び仕様書の配付、現地説明会を経て、5月14日の選定委員会におきまして、管理候補者を決定いたしました。

これに伴いまして、各公園に係る指定管理者の指定について、今議会でご審議をお願いするものであります。

今後の予定といたしましては、今議会での議決を経て、協定書の締結及び事務引継ぎを行い、10月から各公園共、指定管理者による管理を開始いたします。

地籍調査事業

「地籍調査事業」についてご報告申し上げます。継続して調査を進めております大澤町の一部地区など5地区につきましては、本年度の調査完了に向けて精力的に取り組んでまいります。また、本年度から調査に入ります山田町・原町の各一部、釜窪町

の一部、本町1丁目、3丁目・須恵1丁目の各一部、今井3丁目及び西吉野町茄子原・平雄の各一部の5地区につきましても、事業の円滑な進捗を図るべく、推進委員会を設立し、一筆地調査に向けて順次地元説明会を実施しているところであります。

福祉・保健行政

「福祉・保健行政」の取り組みのうち、4月からスタートしました後期高齢者医療制度(長寿医療制度)につきましては、独自に作成したパンフレットを事前に全戸配布するなど、制度の周知徹底に努めてまいりましたが、制度施行当初は、保険証の紛失や制度内容の問い合わせなど多数寄せられました。

今後より一層、制度の周知徹底及び円滑な運営に努めてまいります。

次に、国民健康保険制度につきましては、4月の法改正に伴い、後期高齢者支援金分を新たな区分として課税することになりました。これにより、医療費分と介護納付金分の2区分から、後期高齢者支援金分を含めた3区分で課税することになり、内容といたしましては、これまでの医療費分を本年度以降の医療費分と支援金分にあん分する方法で実施してまいります。と考えております。

次に、たばこ対策事業の推進につきましては、未成年者の無煙環境整備並びに喫煙防止推進を図るべく、

4月から市内全小中学校におきまして敷地内全面禁煙を実施すると共に、中学生を対象とした禁煙教育を継続的に行ってまいります。

また、受動喫煙(自分の意識とは関係なく、他人が吸った「たばこ」の煙を吸わされること。)の防止対策を図るべく、5月末に市職員を対象とした、「公共的な場所での喫煙規制について」のアンケート調査を実施いたしました。更に、来庁された方々にもアンケート調査への協力をお願いし、これらの結果を基に、市有施設における喫煙対策を講じてまいりたいと考えております。

教育行政

「教育行政」の取り組みのうち、歴史的な町並みが残る新町地区の保存対策につきましては、これまでの環境整備事業を踏まえ、文化財保護の観点から地域活性を図るべく、取り組みをはじめたところであります。3月27日には、自治会長など地域住民69名からなる「五條新町地区町なみ保存会」が発足されました。

今後より一層、地域と一丸となり、檀原市の今井町地区、宇陀市の松山地区に次ぐ県下3番目の重要伝統的建造物群保存地区への選定を目指し、鋭意取り組んでまいります。

また、今回で16回を数える「自由市場かげろう座」が5月25日、この新町通りをメイン会場に開催されました。

朝方までの豪雨により、開催が心配されましたが、今回もたくさんの方が訪れるなか、南淡路市からのボランティアによる人形浄瑠璃や、甲冑隊による武者行列が行われるなど、一日中賑わいをみせておりました。

一方、今回で31回を数える公民館祭を4月19日・20日の両日にわたり中央公民館を拠点に開催し、多くの市民の参加のもと、心のこもった作品の展示や、日頃の鍛錬の成果を發揮された舞台発表など、意義深い公民館祭を開催することができました。

5月11日には、市民球技大会を上野公園をはじめ市内5会場で開催いたしました。当日はあいにくの雨により、屋外競技の3種目が順延となりましたが、バレーボールや卓球など5種目に約1,000人が参加し、熱戦が繰り広げられました。

今後、市体育協会をはじめ各競技団体との連携のもと、生涯スポーツの普及と振興を図ってまいります。

水道事業

「水道事業」の取り組みのうち、簡易水道事業につきましては、給水区域拡大を図るべく、白銀北地区の統合整備及び城戸・陰地区の水道未普及地域解消整備を計画的に進めております。更に、本年度から辻堂地区を「宇井簡易水道」の飛地区域水道未普及地域解消事業として整備着手すべく、鋭意取り組んでおります。

防災・消防行政

市民の生命と財産を守る「防災・消防行政」の取り組みについてご報告申し上げます。

5月12日、中国・四川省におきましてマグニチュード7.8の強い地震が起こり、多数の被災者及び建物被害がでました。この大地震による建物被害で特に学校建物の被害が多く、多数の教師、児童・生徒が犠牲となりました。その原因は、学校建物の耐震性の低さが問題でありましたが、本市における小・中学校の耐震化率は、4月1日現在で76.2パーセントであります。これは、国及び県の耐震化率を大幅に超えております。本年度におきましては、五條中学校及び五條東中学校の耐震診断を行うべく、計画的に事業を進めてまいります。

今後引き続き、耐震化率100パーセントを目指し、精力的に取り組んでまいります。

また、半世紀以内に発生する予想されております東南海・南海地震により、本市におきましても大きな被害が予想されます。地震発生時の地域住民と関係機関が連携を保持し、初期の応急対策活動を図るべく、7月5日、大川橋北詰上流におきまして大規模地震の発生を想定した市防災訓練を実施いたします。

市民の皆様におかれましては、是非とも地震等の非常時における対応

についてご家族等で話し合っていたいただきたいと存じます。

次に、警防業務につきましては、災害に強いまちづくりを図るべく、消防水利の充実や地域住民による自主防災活動を推し進めております。特に火災発生時における初期消火や避難誘導等の防火活動を自主的に行うことが大切であることから、こうした活動を積極的に行うと共に、自治会を中心に初期消火器具等の設置促進を図っているところであります。また、事業所とも協力して消防総合訓練を実施し、防火対象物における防火管理体制等の強化を図ってまいります。

次に、予防業務につきましては、防火対象物や危険物施設の立ち入り検査を継続すると共に、防火管理者の育成を図るべく講習会を開催し、事業所等における防火管理体制の強化や消防設備等の維持管理の向上に努めているところであります。

次に、新消防庁舎建設につきましては、「消防庁舎整備等調査研究委員会」を立ち上げ、4月30日に第1回目の委員会を開催いたしました。

今後引き続き、消防広域化も視野に入れながら協議を重ね、新消防庁舎建設に向けて精力的に取り組んでまいります。

2009年版 奈良県民手帳の予約を受け付けます

奈良県の便利な情報がたくさん掲載されています。



一冊 500円

予約の締め切りは
8月22日まで

▽色 すほう色(奈良県章の色)または黒
▽大きさ 表紙 145mm×85mm、厚さ約9mm
手帳の内容●カレンダー・日記 予定表、お天気マーク(過去5年)など●大和の主な行事、季節の花●奈良県・市町村・都道府県の主要統計データ●便覧 相談窓口、県内救急医療施設、応急手当、災害に備えて、年齢早見表
■申込・問合せ先 庶務課 統計係 ☎(内線208)



議決された議案

■条例等

▽【一部改正】

▽税条例等

地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴う所要の改正
(一部の規定を除き公布の日から施行)

▽国民健康保険税条例

地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴う所要の改正
(公布の日から施行)

▽職員の退職手当の特例に関する条例

(否決)

▽簡易水道設置条例

旧施設の老朽化に伴う施設整備事業で新設された区域を統合
(公布の日から施行し、20年4月1日から適用)

▽消防団員等公務災害補償条例

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部
を改正する政令の施行に伴う所要の改正(一部の規定を除き
公布の日から施行)

▽応急診療所条例及び大塔診療所条例

診療報酬の算定方法を定める告示の制定に伴う診療料の改定
(公布の日から施行)

▽奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更

副広域連合長の人数及び選任の方法等について所要の変更
(奈良県知事の許可のあった日から施行)

■予算

▼一般会計(第1号)

損害賠償金123千円、消防施設費11,423千円を追加

■報告

○19年度土地開発公社の決算及び事業の報告

○19年度大塔ふる里センターの決算及び事業の報告

○19年度一般会計繰越明許費繰越計算書の報告

道路新設改良事業ほか繰越額の報告

○19年度下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告

流域関連公共下水道事業の繰越額の報告

○19年度介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告

介護保険システム改修業務の繰越額の報告

○19年度水道事業会計予算繰越計算書の報告
送配水及び給水設備の繰越額の報告

■人事

▼教育委員会委員の任命(2件)

(否決)

■その他

▼和解及び損害賠償額の決定

固定資産税不当利得返還請求事件に係る和解及び損害賠償額
の決定

▼5万人の森公園、上野公園、阿田峯公園に係る指定管理者の 指定

(否決)

▼辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定

辺地に係る公共的施設の総合整備計画のための財政上の特別
措置等に関する法律の規定により阪合部新田町の市道火打大
平線を計画

▼市道路線の認定(市道新町9号線)

(継続審査)

▼市道路線の認定

生活道路として必要のため市道二見35号線を認定

▼市道路線の変更(市道二見5号線)

(否決)

▼市道路線の廃止

市道滝7号線を廃止

※備考

1 条例等議案の名称は、簡略にしています。

(例)

・五條市税条例↓税条例

・平成20年度五條市一般会計補正予算(第1号)

2 ▽は、専決処分した議案です。 ↓一般会計(第1号)

※五條市議会のホームページに定例会会議録を掲載していま
す。(本定例会会議録は、9月に掲載する予定です。)

平成19年度 五條市集中改革プランの進捗状況

集中改革プランは、平成19年度から平成23年度までの行政改革の取り組みを集中的に実施するため平成19年5月に策定したものです。

行政経営の仕組みに関する改革など、4つの改革と150項目の取組項目からなる内容で、計画期間の5年間で約18億7千万円の削減効果を見込んでいます。

平成19年度分の五條市集中改革プランの進捗状況を報告します。

■集中改革プランの平成19年度の目標に対する進捗率 71.8%

改革名	項目数	取組数	進捗状況			進捗率 (%)
			計画以上	計画どおり	計	
行政運営の仕組みに関する改革	115	429	33	287	320	74.6
機構及び人事制度に関する改革	12	12	1	9	10	83.3
財政制度に関する改革	17	87	2	49	51	58.6
施設・資産管理制度に関する改革	6	78	5	49	54	69.2
合計	150	606	41	394	435	71.8

※ 進捗率＝進捗状況が計画以上又は計画どおりと評価された取組の数÷総取組数

■経費削減の財政効果額 平成19年度の削減分 5億7千6百万円

■財政効果の内訳

(単位：百万円)

取組項目	区分	H19	H20	H21	H22	H23	計
人件費の削減	削減効果見込額	136	165	204	248	190	943
	削減額	152	—	—	—	—	—
事業の休止・削減や取り組みの改善等による削減	削減効果見込額	724	107	0	91	3	925
	削減額	424	—	—	—	—	—
合計	削減効果見込額	860	272	204	339	193	1,868
	削減額	576	—	—	—	—	—

■職員定数の削減

年度別職員削減表

(単位：人)

区分		19年4月1日	20年4月1日	21年4月1日	22年4月1日	23年4月1日
計画	削減数	11	10	14	17	13
	当該年度職員数	585	575	561	544	531
実績	削減数	13	24	—	—	—
	当該年度職員数	583	559	—	—	—

詳しくは市ホームページに掲載しています。http://www.city.gojo.lg.jp

今後も時代の変化に対応した行財政運営を推進し、改革を実施していきます。

■問合せ先 企画財政課 ④(内線306、214)

五條市長の資産等の概要を報告します

政治倫理の確立のための五條市長の資産等の公開に関する条例の規定に基づき、五條市長の資産等の概要を、市民の皆さんにお知らせします。なお、五條市長の資産等補充報告書の内容については、昨年新たに有した資産が対象となります。

- 五條市長の資産等補充報告書の内容(平成19年12月31日現在)
 昨年の就任時(平成19年4月22日)から新たに有することとなった資産はありません。
- 所得等報告書の内容(前年の所得)
 条例の規定により、『昨年1年間を通じて市長であった者に限る。』ため、報告対象外となります。
- 関連会社等報告書の内容(平成20年4月1日現在)
 (報酬を得て役員・顧問等の役職に就いている会社等)
 該当なし

65歳以上の皆さんへ 平成20年度の介護保険料をお知らせします

■65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料

介護保険料は、地域で必要となるサービス量や65歳以上の人数に応じて、3年ごとに基準額を見直しています。

五條市の平成18～20年度の基準額は、年額50,400円(月額4,200円)で、保険料は基準額(第4段階)をもとに所得によって第1～6段階に分かれます。

各段階の対象者と保険料(年額)は次のとおりです。

所得段階	対象者	保険料(年額)
第1段階	生活保護を受給している人および世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受けている人	基準額×0.50 25,200円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額×0.66 33,260円
第3段階	世帯全員が市民税非課税であって、第2段階以外の人	基準額×0.75 37,800円
第4段階	世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の人	基準額×1.00 50,400円
第5段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の人	基準額×1.25 63,000円
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上の人	基準額×1.50 75,600円

■保険料の納めかた

受給している年金額等によって2種類の納め方があります。第1号被保険者として納める保険料は、65歳になった月(65歳の誕生日の前日が属する月)から適用されます。

年金が年額18万円以上の人

特別徴収

年金の定期支払い(年6回)の際に、**介護保険料を差し引いて年金が支給されます。**

※年度途中で65歳になった人や他市町村から転入した人は、すぐに特別徴収ができませんので、一時的に普通徴収となります。

※今年の4月または6月から特別徴収で仮徴収することになった人には、8月までの保険料額のみお知らせしていますが、7月の本算定後に本年度の保険料年額をお知らせします。

年金が年額18万円未満の人など

普通徴収

介護福祉課から送付される納付書で、個別に保険料を納めます(年8回)。

※五條市指定の金融機関、市役所介護福祉課・各支所窓口で納付できます。また、口座振替でも納付できますので、保険料の納付書、預金通帳、通帳の届け出印を持参のうえ、市役所介護福祉課、各支所の窓口または五條市指定金融機関に申し込んでください。

介護保険料の詳細は7月中旬に個別郵送で案内します。

■問合せ先 介護福祉課介護保険係 Ⓜ(内線291、294)

ALT



こんにちは
エリック・コズィオール
外国語指導助手 (ALT)
です

給食

僕の1日の中で、一番刺激的な時間が給食の時間です。

僕の1日はいつも本当に刺激的ですが、給食の時間が刺激的なのはその量がすごく多いからで、僕が食べることをこよなく愛しているからではありません。食べ物は何でも好きですが、学校の給食は特別なのです。

給食では立場が逆転し、僕は教える側ではなく、教えられる側になるのです。食べている物について、質問しない給食は1つもないといえるくらいです。でもときどき、生徒たちでさえ、その料理がなんと呼ばれているのか知らないことがあるのです。食べ物について話し終えたときには、そのほかの身近な物について話します。給食の時間はみんなと話し、生徒たちについてよく知ることのできる貴重な時間であり、このことは給食時間を実にリラックスした楽しい時間にしてくれます。

昼食時間はアメリカでも、リラックスできる時間であることに違いはありません。しかし、日本とアメリカの給食がどんなに違うかということなら、何時間でも話すことができるでしょう。教室でみんなが全く同じ物を食べ、生徒たちが給仕をする。アメリカでは経験しなかったことです。このようなことが行われていないとは言い切れませんが、そんな経験があるという人を僕は知りません。でも一番の大きな違いというと、僕たちは小学生の時に、昼食を買ったということです。1列に並んで待ち、食べ物を受け取り、お金を払う。小学1年生の児童でさえ、そうしなければいけなかったのです。

日本とアメリカの昼食時間には、違いはあるかもしれないけれど、両国ともにみんなをほんの少し、近づけてくれるすばらしい時間だと思います。

*この記事は、ALTの書いた英文を訳したものです。
英語版は中央公民館にあります。

楽しい夏休み 子どもたちを守りましょう

夏休みは、子どもたちが学校から外の世界へ目を向ける「社会勉強」の時期です。しかし、夏休みは楽しいことばかりではなく、危険や誘惑がつきまといまいます。

- 非行や犯罪から子どもを守りましょう
- 水の事故や交通事故から子どもを守りましょう
- 未成年者の飲酒・喫煙をなくしましょう
- 明るい家庭・明るい地域を作りましょう



青少年センター ☎24・3004



水難救助訓練を実施

消防本部では、最近のアウトドアブームでの川遊び等による事故に備えて、5月21日から23日の3日間、栄山寺橋下の吉野川で水難救助訓練を実施しました。

「川が増水し中州に人が取り残された」「人が急流に流された」などの想定で、水難救助隊と地上支援隊とが連携し、負傷者を救出する訓練を行いました。

これからの季節は水辺でのレジャーが多くなりますが、水に近づくときには十分に気を付けてください。



ここがポイント

花火『ルールを守って楽しい花火』

夏は花火のシーズンですが、取り扱い上の不注意から火災などの事故が毎年多く発生しています。花火の正しい取り扱いを心がけましょう。

- 1 花火に書いてある遊び方をよく読んで必ず守りましょう。
- 2 花火をするときは、水を用意し、大人と一緒にしましょう。
- 3 花火を人や家に向けたり、燃えやすい物のある場所で遊んだりしないこと。
- 4 一度にたくさんの花火に火をつけたり、花火をほぐして遊んだりしないこと。
- 5 打ち上げ花火など途中で火が消えても筒をのぞき込まないこと。



五條市消防本部 ☎22・3310

『土砂災害警戒情報』をご存知ですか？

■土砂災害警戒情報とは

気象警報と同じように、テレビの速報などで発表される『土砂災害警戒情報』は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が市町村単位で発表します。テレビやラジオを通じ、また市町村からも皆さんにお知らせします。土砂災害から「家族やあなたの生命」を守るため、がけ崩れなどの土砂災害危険箇所周辺に住んでいる人は、「早めの避難」の判断の目安として活用してください。

■土砂災害警戒情報等が発表されたら

斜面の状況に注意を払い、普段とは異なる状況(一般に「土砂災害の前兆現象」と言います)に気がついた場合には、周りの人と安全な場所に避難するとともに、市役所等に連絡してください。

日ごろから危険箇所や避難場所、避難経路を確認しておくことも重要です。

土砂災害警戒情報は、確実に土砂災害が起こることを前提として発表するものではありません。早めの自主避難の結果、何も起こらなかったということもあります。しかし、隣近所が避難していないから「大丈夫」ではなく、避難勧告などが出ていなくても、隣近所、声をかけあって早めに自主避難しましょう。

■問合先 庶務課生活安全係 ☎(内線236)



かげろう座が開催されました

今年で16回目を迎えるかげろう座が5月25日に開催されました。初夏の恒例のイベントとなったかげろう座には、毎年約5万人近い観光客が訪れます。午前中はあいにくの雨でしたが、昼には雨も上がり、会場の新町通り、エビス通り、奨励会通りは多くの人でにぎわいました。

会場では約280店舗が出展したフリーマーケットのほか、ライブや居合い斬りの実演が行われ、淡路人形浄瑠璃が兵庫県から参加するなど、来場者を楽しませました。



500年の歴史を持つ淡路人形浄瑠璃



勇壮な武者行列



色とりどりの手芸品



飴細工に興味津々



居合い斬り実演



どれがいいかな



ライブパフォーマンス



にぎわう会場



手作りアクセサリ



非行から子どもたちを守ろう

青少年補導委員に250人を委嘱

青少年補導委員の委嘱式が、6月7日に中央公民館で行われました。委嘱をうけたのは、各校区補導会が推薦した皆さんで、これから一年間にわたり青少年の健全育成のため、幼児・児童・生徒の登下校の安全確保と校区内の危険箇所などの点検にあたります。

また委嘱を受けた委員の中から、楠本昭男さんが青少年補導委員として長年にわたり青少年の非行防止や青少年育成活動に従事したことが認められ、社団法人日本善行会から青少年善行表彰銀章を受賞しました。

「青少年の非行問題に取り組む強調月間」 7月1日～8月31日

市街地再開発等

関係功労者表彰式

伝統的な新町地区の街並みや環境整備を推進した功労者の表彰式が6月14日に新町松倉公園で開催されました。

五條市新町地区街なみ環境整備協議会(山本陽一会長)が(社)全国市街地再開発協会の市街地再開発等関係功労者表彰を受賞しました。

また新町地区の街並み整備に協力した岡田善忠氏、栗山亮作氏、川村たかし氏の3人に功労者として市長が感謝状を贈呈しました。



第26回市民球技大会

競技の結果をお知らせします

5月11日から開催された第26回市民球技大会の競技の結果は次のとおりです。

■バレーボールの部

- (ジュニアの部)
 優勝 阪合部少女バレーボールクラブ
 準優勝 五條牧野クラブ
- (中学校の部)
 優勝 五條東中学校A
 準優勝 五條東中学校B
- (一般男子の部)
 優勝 JOKER
 準優勝 五條市役所
- (一般女子の部)
 優勝 SPARK
 準優勝 WAVE

■ソフトテニスの部

- (中学男子の部)
 優勝 山本健太・渡邊一磨(五條西中学校)
 準優勝 福田泰之・木村昂平(五條西中学校)
- (中学女子の部)
 優勝 柿本晴香・新澤はるか(野原中学校)
 準優勝 岩木文菜・窪田渉菜(五條東中学校)
 第3位 井手谷莉沙・椋本紗代(五條東中学校)
 北野沙希・扇田奈津美(野原中学校)
- (高校・一般男子の部)
 優勝 佐々木延夫・久保雅彦
 (五條市ソフトテニス協会)
 準優勝 板山大祐・川本直樹(五條高等学校)
 第3位 木村茂和・山本吉昭
 (五條市ソフトテニス協会)
 中村圭吾・辻内直樹
 (五條市ソフトテニス協会)
- (高校・一般女子の部)
 優勝 西 雪菜・中 祥子(五條高等学校)
 準優勝 長谷川真子・山口美奈世
 (五條高等学校)
 第3位 小松加奈・小原寛恵(五條高等学校)
 井筒寿里・中迫由己(五條高等学校)
- (シニア・OGの部)
 優勝 川合能和・天野美智子
 (五條市ソフトテニス協会)
 準優勝 小林貴代・上田勝之
 (五條市ソフトテニス協会)

■卓球の部

- (ダブルス)
 優勝 岡 宥佑・中村 紘尉(猛卓党)
 準優勝 峯野 博己・中山 良幸(卓友会)
 第3位 斉藤 義満・青木 隆(猛卓党・市役所)
- (一般男子シングルス)
 優勝 岡 宥佑(猛卓党)
 準優勝 田野瀬俊夫(市役所)
 第3位 峯野 博己(卓友会)
- (一般女子シングルス)
 優勝 山本 仁子(猛卓党)
 準優勝 丹喜加奈子(卓友会)
 第3位 塩路美千代(卓友会)
- (中学男子)
 優勝 青木 群(五條東中学校)
 準優勝 山本 直人(五條中学校)
 第3位 勢力慎一郎(野原中学校)
- (中学女子)
 優勝 斉藤 真帆(野原中学校)
 準優勝 吉岡 愛佳(五條東中学校)
 第3位 萩本 彩 (西吉野中学校)

■ソフトボールの部(6月1日)

- (Aゾーン)
 優勝 西吉野地区体育協会
 準優勝 田園地区体育協会A
 第3位 ソフトボール協会チーム
- (Bゾーン)
 優勝 あずみ台体育協会
 準優勝 田園地区体育協会B
 第3位 北宇智地区体育協会

■サッカーの部

- (一般1部)
 優勝 SCOTCH-KILT1
 準優勝 インベルノ

■バスケットボールの部

- (一般男子の部)
 優勝 五條クラブA
 準優勝 五條クラブB

(中学男子の部)

- 優勝 野原中学校
 準優勝 五條西中学校
- (中学女子の部)
 優勝 五條西中学校
 準優勝 野原中学校

■ベタソクの部(5月28日)

- 優勝 森谷真和・北畑千慧・(今井チーム)
 準優勝 山田安次・小平恒子(中・今井チーム)
 第3位 吉井和雄・吉井佐恵子(田園チーム)
 第3位 岸本好文・堀 政彦(二見チーム)

■テニスの部(5月25日)

- (男子ダブルス)
 優勝 足立照剛・山崎昌之
 準優勝 今岡 守・櫻井義容
- (女子ダブルス)
 優勝 水堀春美・小松啓子
 準優勝 森中真弓・原田真由美
- (混合ダブルス)
 優勝 西 孝祐・山本昌代
 準優勝 伊藤俊文・伊藤真弓

■グラウンドゴルフの部(6月8日)

- (Aゾーン)
 優勝 岡橋真珠子(GandPクラブB)
 準優勝 樫内節子(青空チーム)
 第3位 坂田千恵子(北居会)
- (Bゾーン)
 優勝 中原文雄(岡口球遊会A)
 準優勝 北田七郎(ひまわりクラブ)
 第3位 鷹野良彦(あゆみ)
- (Cゾーン)
 優勝 亀田幸作(みどり会)
 準優勝 小西勝子(みどり会)
 第3位 田中キヨ子(みどり会)

平成21年夏 「2009近畿まほろば総体」

君が今歴史の
新たなページを創る



平成21年度全国高等学校総合体育大会(インターハイ)が奈良県を主会場として近畿2府4県で開催され、五條市ではサッカー競技が上野公園多目的グラウンドで開催されます。

インターハイは高校スポーツ最大の祭典です。次世代を担う高校生トップアスリートが全国から集まり、「君が今歴史の新たなページを創る」をスローガンに力と技を競います。また、地元高校生が大会の準備や運営の補助に当たります。

2009年夏、がんばる高校生に支援と声援をお願いします。

問合先 平成21年度全国高等学校総合体育大会奈良県実行委員会事務局
 (☎0744・25・7670 FAX0744・25・7610 URL:http://www.09soutai.com/)

緊急警戒 振り込め詐欺が続発しています

本年に入り奈良県内で、様々な名目で現金をだまし取る振り込め詐欺事件が相次いで発生しています。

6月16日現在、振り込め詐欺の発生件数は **161件(被害総額約2億800万円)** で、これは昨年の3倍以上の被害です。

中でも年金の還付金詐欺が82件で、60歳以上の高齢者の被害は91件です。

犯人は、「会社のお金を使い込んだ・・・」

「旦那(息子)さんが、痴漢をして示談金を・・・」

「ATMの前から0120-xxに電話して・・・」

社会保険事務所の職員等を装う詐欺もあり、

「医療費の払い戻しや年金を増額するための手数料が必要。」

「年金の払い過ぎがあったので、指定の銀行口座に振り込むように。振り込まない場合、次回の年金支払いを停止する。」

「国民年金が未納でなので、指定の銀行口座に振り込むように。」

などと言葉巧みにあなたを騙します。

■このような振り込め詐欺の被害に遭わないために

▽一人で判断せず、身近な人(家族、同僚、近隣者等)に相談し、相手に連絡をしない。

▽自宅や勤務先の電話、家族の携帯電話の番号を教えない。

▽事実かどうか、必ず本人に確認する。

▽おかしいと思ったら、ためらわず、警察等に相談する。

▽家族で振り込め詐欺の事を話し合い、緊急時の合い言葉を決めるなどの対策を取っておく。

■社会保険事務所の職員や国民年金推進員のなりすまし詐欺にも注意

▽社会保険事務所の職員および国民年金推進員による戸別訪問の際は、必ず職員証明書を携帯しています。

▽委託業者による電話案内の際は、指定口座に現金の振込みを依頼したり、社会保険の手続きのための手数料と称して現金を徴収することはありません。また、電話で個人情報を読み出すこともありません。

※社会保険庁からの電話案内は、「株式会社トライアイ」が委託を受けて電話案内をしています。

- 問合せ先 五條警察署 ☎23・0110
 大和高田社会保険事務所 ☎0745・22・3531
 市役所年金係 ☎22・4001(内線370、268)



五條警察署 ☎23-0110

注意してください 金属ドロボーが多発しています

中国の四川大地震の影響で金属の市場価格が高騰しているのを背景に、全国的に鉄やステンレス等の金属材料をねらった窃盗事件が多発しています。

五條市でも、大深町、六倉町、島野町、住川町、西吉野町、大塔町など市内全域で、これまでに約30件の被害が発生しています。工事現場や市道の側溝に敷かれている鉄板やグレーチング、他にもマンホールのふたや溝ふたまで盗まれており、全国では、公衆トイレの屋根の銅板や公園の滑り台、お墓のステンレス製線香皿や花入れなど、常識では考えられない物も盗まれています。

犯人は、作業服を着て堂々と犯行を重ねているようで「工事の関係者が作業をしている」と思う人が多く、目撃した人もドロボーと気づきにくいようです。

被害に遭わないために、ボルトやナットで鉄板等をしっかり固定するなど、工夫を考えてください。

側溝の鉄板を軽トラック等に積み込んでいる不審な人や側溝の鉄板等を積んだ不審車両を見かけた時は、

※不審者の人相・服装

※不審車両のナンバー・車種・塗色

等を確認して、「110番」もしくは五條警察署(電話 23・0110)へ通報してください。

また、金属材料を取り扱う業者の皆さんも、盗品と思われる金属材料などの持ち込みがあった場合は、相手の身分確認を徹底し、通報してください。

どんな情報でも結構です。ドロボーにとっては、みなさんの目が、一番怖いのです。ご協力をお願いします。

- 問合せ先 五條警察署 ☎23・0110
 庶務課生活安全係 ☎(内線362)

私たちの健康を守る国民健康保険



国民健康保険税は納期内に納めてください

国民健康保険は、皆さんが病気やけがをしたときにかかる医療費を賄っている大切な制度です。職場の健康保険に加入している人や生活保護を受けている人以外は、すべての人が加入することになっています。国保税は、私たちの健康を守る大切な財源です。納期内に必ず納めてください。加入の届出が遅れると、国民健康保険税は、さかのぼって納めていただくことになります。

災害など、特別な事情もなく長い間滞納し、納税相談にも応じない世帯には
 ▽保険証を返してもらい、資格証明書を交付します。これにより、医療費の支払いがいったん全額自己負担になります。

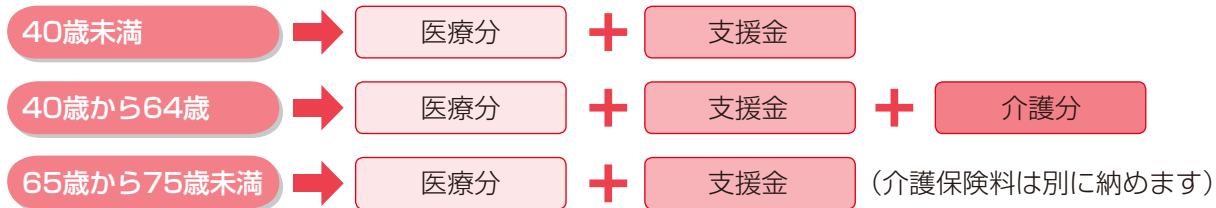
▽保険給付(高額医療費・出産一時金・葬祭費等)が差し止められたり、滞納保険税額分が差し引かれたりします。

▽最終的には、財産・給与・預貯金などの差し押さえを行うことがあります。

※資格証明書とは、国保の被保険者の資格を証明するだけのものです。

このような措置をとることがありますので、国保税は必ず納期内に納めましょう。

国民健康保険税は年齢によって納め方が異なります



平成20年度の五條市国民健康保険税の決め方

国保税	医療分	均等割 15,000円×加入人数 平等割 一律20,000円 所得割(加入各人の前年所得－基礎控除330,000円)×5.6% 資産割 加入各人の固定資産税額×40%	最高限度額 42万円
	支援金分	均等割 7,000円×加入人数 所得割(加入各人の前年所得－基礎控除330,000円)×1.7%	最高限度額 12万円
	介護分	均等割 5,100円×加入人数 平等割 一律3,300円 所得割(加入各人の前年所得－基礎控除330,000円)×1% 資産割 加入各人の固定資産税額×6%	最高限度額 7万円

国民健康保険税の納期

普通徴収対象者

月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
毎年度	1期・全期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期

年金特別徴収対象者

平成20年度	7月	8月	9月	10月	12月	2月
	1期納付書	2期納付書	3期納付書	年金天引	年金天引	年金天引

特別徴収対象者の人は、7月、8月、9月については、今までどおり納付書で納めてください。**10月の年金から特別徴収(天引き)を行います。平成21年は年金天引での徴収となります。**

納期限は、各納期月の末日です(12月は25日が納期限)。納期月の末日が日曜・祝祭日などにあたるときは、その翌日(土曜日にあたるときは翌々日)が納期限となります。

🔄 年度から「後期高齢者支援金」が課税され税率が改正されます

本年度から、国民健康保険に「後期高齢者支援金」が課税されるため、税率などが改正されました。

なお低所得者に対する均等割と平等割の軽減措置について、従来6割、4割軽減を採用していましたが、本年度より、7割、5割、2割軽減を採用します。

▽改正内容

年度	区分	均等割額	平等割額	所得割率	資産割率	限度額
平成19年度	医療分	19,500円	19,000円	7.5%	40.0%	520,000円
	介護分	5,100円	3,300円	1.0%	6.0%	70,000円
	合計	24,600円	22,300円	8.5%	46.0%	590,000円
平成20年度	医療分	15,000円	20,000円	5.6%	40.0%	420,000円
	支援金分	7,000円		1.7%		120,000円
	介護分	5,100円	3,300円	1.0%	6.0%	70,000円
	合計	27,100円	23,300円	8.3%	46.0%	610,000円
増減		2,500円	1,000円	△0.2%	0.0%	20,000円

(均等割と平等割の軽減について)

▽7割軽減 総所得金額が33万円以下の世帯については、均等割と平等割の7割分を軽減します。

▽5割軽減 総所得金額が(33万円+世帯主を除く被保険者数×24.5万円)以下の世帯については、均等割と平等割の5割分を軽減します。

▽2割軽減 総所得金額が(33万円+被保険者数×35万円)以下の世帯については、均等割と平等割の2割分を軽減します。

🇯🇵 国民健康保険税を年金から特別徴収(天引き)します

▽世帯内の国民健康保険被保険者全員が65歳以上の世帯の世帯主(擬制世帯主を除く)で、年額18万円以上の年金受給者は、国民健康保険税を年金から特別徴収(天引き)します。

※介護保険料と国民健康保険税を合わせた額が、年金額の2分の1を超える場合は、特別徴収を行いません。

※口座振替で今までどおり確実に収納が見込まれる人や75歳到達まで2年未満で滞納のない人などについては、特別徴収を行いません。

🔄 後期高齢者医療制度に伴う激変緩和措置

▽世帯員数が減った場合

低所得で国保税の軽減を受けていた世帯において、国保から後期高齢者医療制度に移って世帯員数が減少しても、今までと同じ軽減が5年間受けられます。

▽国保の単身世帯となるとき

世帯員のうち、国保から後期高齢者医療制度に移り、残った国保の被保険者が1人となった場合、5年間平等割が半額となります。

▽社会保険などの被扶養者から国保に移った場合

前期高齢者(65歳から74歳まで)で、被用者保険(社会保険など)の被扶養者であった人が、国保に移った場合、2年間、所得割・資産割は課税せず、軽減(7割・5割軽減)該当者を除き、均等割を半額、旧被扶養者のみの世帯は平等割も半額となります。

※国保の世帯主変更があった場合には、この緩和措置は適用されなくなります。

※納税は、便利で確実な口座振替をご利用ください

(手続きは、通帳および登録印を持参の上、各金融機関および市・支所の窓口へお越しください)

■問合先 保険課保険税係 ☎(内線266、368)

国民健康保険税全期・第1期の納期限は、

7月31日(木)です

市役所担当窓口、各支所窓口、取扱金融機関およびゆうちょ銀行・郵便局で納付してください。

平成20年度の 後期高齢者医療保険料について



後期高齢者医療制度は、現役世代と高齢者世代の負担を明確にし、公平でわかりやすい制度とするため75歳(一定以上の障害があると認定された人は65歳)以上の後期高齢者を対象に、新たに創設された医療制度で、平成20年4月から実施されています。

保険料は全員が納めなければなりません

被保険者全員が保険料を個人単位で納めます。

保険料の決定、通知

年間保険料の決定額は、7月中旬にお知らせします。

保険料の納め方

▽特別徴収(年金からの天引き)

保険料は原則として年金から天引き(特別徴収)されます。

※受給年金額が18万円以下の方および介護保険料と合わせた額が年金受給額の1/2以上になる人は、納付書(普通徴収)で納付していただきます。

※第1期、第2期、第3期分は仮算定の保険料を年金支給額から天引きします。

仮徴収			本徴収		
4月 (1期)	6月 (2期)	8月 (3期)	10月 (4期)	12月 (5期)	2月 (6期)

▽普通徴収(納付書で納付)

納付書(7月に通知する保険料の決定通知書に同封)で個別に保険料を納めてください。

7月 1期	8月 2期	9月 3期	10月 4期	11月 5期	12月 6期	1月 7期	2月 8期
----------	----------	----------	-----------	-----------	-----------	----------	----------

納期限は、各納期月の末日です(12月は25日が納期限)。納期月の末日が日曜・祝祭日などにあたるときは、その翌日(土曜日にあたるときは翌々日)が納期限となります。

後期高齢者医療制度の保険料の決め方

保険料は「均等割額」と「所得割額」を合計した額で、個人の所得に応じた保険料を広域連合が決定します。

▽保険料(賦課限度額 500,000円)

均等割 39,900円

所得割 (総所得金額－基礎控除 330,000円)×7.5%

均等割の軽減について

世帯所得の低い人は、保険料の均等割額が7割・5割・2割の段階区分で軽減されます。

軽減割合	被保険者+世帯主の総所得金額等
7割軽減	【33万円】を超えない世帯
5割軽減	【33万円+24.5万円×被保険者数(被保険者である世帯主を除く)】を超えない世帯
2割軽減	【33万円+35万円×被保険者数】を超えない世帯

<被扶養者の経過措置>

会社の健康保険などの被扶養者だった人は、平成20年4月から9月までの半年間、保険料負担が全額免除され、10月から平成21年3月までの半年間は、保険料の9割が軽減されます。

<被扶養者の軽減措置>

会社の健康保険などの被扶養者だった人は、被保険者の資格を得た日のある月から2年間、保険料の所得割額の負担はなく、均等割額が5割軽減されます。

※平成20年度中に軽減措置の拡大が予定されていますので、決定次第お知らせします。

■問合せ先 保険課後期高齢者医療係 ☎(内線373・393)

福祉医療助成制度の医療証(資格証)を更新します

現在、各医療に該当すると思われる人に、医療証(資格証)の更新手続きを実施しています。

申請書類が届いた場合は、速やかに手続きを行ってください。

助成を受けることができる人は、五條市に住所がある、国民健康保険の被保険者、社会保険本人および被扶養者の人で、次の要件に該当する人です。

制度名		支給要件	
県の制度	老人医療	昭和15年7月31日以前に生まれた満68以上70歳未満の人で、本人、配偶者、扶養義務者(子・孫・兄弟等)とも住民税所得割が非課税の人 ※世帯あるいは保険が別であっても同一家屋で住んでいる場合、また離れて住んでいる子の社会保険加入者はその被保険者も上記と同様に全員の住民税所得割が非課税であること	所得制限あり
	乳幼児医療	出生の日から満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで ※ただし、幼児が五條市に住所を有すること	所得制限あり
	心身障害者医療	1歳以上74歳未満の人で、身体障害者手帳1・2級・療育手帳Aを持っている人	所得制限あり
	母子医療	母子家庭の母と18歳未満(18歳の年度末)の児童及び両親のいない18歳未満(18歳の年度末)の児童を養育している夫のいない女子または未婚の女子	所得制限あり
	重度心身障害老人等医療	後期高齢者医療制度に該当する人のうち、身障手帳1・2級又は療育手帳Aをお持ちの人	所得制限あり

○福祉医療については、7月中に申請した人のうち該当者に資格証を発行します。

○申請手続きをしていない場合、各医療制度の適用は受けられませんので注意して下さい。

○申請時には、健康保険証、印鑑が必要です。また転入した人については、前住所地での所得証明等が必要です。

○現在福祉医療証をお持ちの人で住所・氏名・加入医療保険の変更や資格喪失『死亡・転出・婚姻(母子)』等の場合は必ず届けてください。

○この医療助成制度については申請主義ですので、世帯構成や心身の状態等の変化があった場合には問い合わせてください。

■問合先 保険課福祉医療係 ㊦(内線373・393)
住民課 ㊧(内線26)
住民厚生課 ㊨(内線43)

シルバー人材センターで 高齢者の知識・経験・技能を活用してください

シルバー人材センターは、高齢者にふさわしい仕事を市民・事業所等から引き受け、会員に提供する県知事許可の公益法人です。

■いろいろな仕事を引き受けます

▽除草・草刈作業、庭木の手入れ、障子・ふすま・網戸張り替え、清掃作業、大工・左官工事、家事援助サービスなど、いろいろな仕事を引き受けます。

▽見積もりに伺い、条件が合えば引き受けます。お気軽に電話してください。

■会員を募集しています

会員になって一緒に働きませんか

▽おおむね60歳以上で、健康で働く意欲のある人。

▽シルバー人材センターの趣旨に賛同し、入会説明を受け(毎月第3水曜日)入会申込書を提出した人。

■申込・問合先 (社)五條市シルバー人材センター(保健福祉センター内)

五條市野原西6丁目1-18 ☎22・5541 FAX26・2221



税源移譲時の所得変動に伴う平成19年度住民税(市県民税)の減額措置 対象者は申告してください



対象者

平成19年分の所得が大きく下がり、平成19年分の所得税が課税されなかった人で、次の条件1および条件2を同時に満たす場合、申告により平成19年度市県民税が減額(還付)されます。

条件1	平成19年度市県民税の課税所得金額(注1) (申告分離課税分を除く)	>	平成19年度の所得税と市県民税の 人的控除額の差(注2)の合計
条件2	平成20年度市県民税の課税所得金額(注1) (申告分離課税分を含む)	≤	平成20年度の所得税と市県民税の 人的控除額の差(注2)の合計

(注1) 課税所得金額 = 所得金額 - 所得控除合計額(注2) 例: 基礎控除(所得税)38万円 - (市県民税)33万円 = 5万円
 ※ 寄附金控除などの人的控除以外の控除額が増加したり、住宅ローン控除などによって所得税が課税されなくなった場合や平成19年中に亡くなった人は、この市県民税の減額(還付)の対象になりません。

申告方法

対象者は、**7月1日から31日までに、
 平成19年1月1日現在居住の市区町村へ減額申告書を提出**

※減額申告書の様式は、各市町村の窓口で配布しています。また、市ホームページ (<http://www.city.gojo.lg.jp>) からダウンロードできます。

※申告後、減額(還付)の対象となるかどうかの審査を行い、申告を行った人にその結果を通知します。

※適正に審査を行うために収入の状況等の確認が必要ですので、結果通知までに時間がかかる場合があります。

減額となる市県民税額の計算

$$\left(\begin{array}{c} \text{平成19年度} \\ \text{市県民税} \\ \text{課税所得金額} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{平成19年度} \\ \text{所得割の税率} \\ \text{(一律10\%)} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{平成19年度} \\ \text{市県民税} \\ \text{調整控除額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{平成19年度} \\ \text{市県民税} \\ \text{課税所得金額} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{平成18年度} \\ \text{所得割の税率} \end{array} \right)$$

平成19年分の所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった場合 住民税からの住宅ローン控除の申告を行ってください

税源移譲により所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成11年から平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている人で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、申告により平成20年度の住民税(市県民税・所得割)から控除できます。

申告期限は原則として平成20年3月17日までですが、期限後に申告書を提出した場合でも、やむを得ない理由があれば、適用が受けられる場合があります。

対象となる人で、まだ申告書を提出していない場合は、速やかに市役所へ申告してください

▽住民税(市県民税)の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要です。

▽平成19年以降に入居した場合は、住民税の住宅ローン控除の適用はありません。

(※別途、所得税において、新たな住宅ローン控除制度の特例が設けられましたので、葛城税務署に問い合わせてください。)

■問合先 葛城税務署 ☎0745・22・2721
 税務課市民税係 ☎(内線298、256)

申請はお早めに 保険料免除申請の受付は7月から

国民年金には、経済的な理由等で保険料を納めることが困難な場合は、申請することで保険料の納付が免除される制度があります。(前年所得の審査があります)

保険料免除申請は、保険料の全額が免除される「全額免除」、保険料の一部を納め、残りの保険料が免除される「一部納付(3/4納付、半額納付、1/4納付)」の4種類から選択できます。また30歳未満の人には、「納付猶予(若年者納付猶予制度)」があります。

	全額免除	3/4納付	半額納付	1/4納付	納付猶予	保険料未納
年金を受ける資格期間に	算入されます					算入されません
全額を納めた場合と比べて年金額は	3分の1で計算	6分の5で計算	3分の2で計算	2分の1で計算	計算されません	計算されません
障害・遺族基礎年金を受けるとき	保険料納付済期間と同じ扱いです					年金を受給できない場合があります
後から保険料を納付する場合(追納)	10年以内なら納めることができます					2年以内

■承認期間 7月から翌年の6月まで

▽審査の結果(承認・却下)は後日郵送でお知らせします。

▽全額免除・納付猶予の承認を受けた人が、翌年度以降も引き続き承認を希望する場合は、翌年度は申請書の提出は不要です。ただし、失業または震災等による損害を受けたことが理由の場合は、毎年の申請が必要です。

▽申請の際は年金手帳・印鑑等を持参してください。

■申込・問合せ先 市民課年金係 ㊦(内線370、268)

大和高田社会保険事務所 ☎0745・22・3531

五條市高等学校等 進学奨励支度金の給付申請を受け付けます

教育の機会均等に基づき、勉学の意欲がありながら経済的な理由で高等学校・高等専門学校等への進学が困難な者に対し、進路の保障を図り、進学の意欲を高めるため、五條市高等学校等進学奨励支度金給付制度があります。

■次のすべての要件に該当する人が対象です

▽奈良県高等学校等奨学金、五條市育英会奨学金、生活福祉資金(修学資金)、または、母子・寡婦福祉資金(修学資金)のいずれかの貸与を、平成20年4月から受けている者

▽五條市に居住する者で、平成20年3月に市内の中学校を卒業して、高等学校(定時制・通信制を含む)・高等専門学校に入学した者

▽既に、この支度金の給付を受けていない者

■申請書類の提出期限

8月14日(木)まで(奈良県高等学校等奨学金決定通知が、7月下旬(予定)となるため)

■申請書配布窓口・問合せ先 五條市教育委員会事務局 教育総務課 五條市下之町21番地 ㊦(内819)

五條市立図書館 祝日開館日のお知らせ

図書館は次の祝日は開館しています。7月以降の祝日の開館日および振替休館日は次のとおりです。

開館日(祝日)	振替休館日
7月21日(月)(海の日)	7月18日(金)
11月 3日(月)(文化の日)	11月 4日(火)
11月23日(日)(勤労感謝の日)	11月25日(火)
12月23日(火)(天皇誕生日)	12月25日(木)
1月12日(月)(成人の日)	1月13日(火)
3月20日(金)(春分の日)	3月23日(月)

■問合せ先 図書館 ☎22・4133

まなびースクール(油彩画入門講座) 参加者募集

県立五條高等学校のまなびースクールでは、油彩画の入門講座を開催します。

■日時 8月25日(月)～8月28日(木)
午前9時～午後3時

■定員 30人程度

■テーマ F8号程度の油彩画制作

■募集期間 7月10日(木)～8月4日(月)

■費用 材料費1000円

■申込方法 往復はがきに次の項目を書いて申し込んでください。

①名前(ふりかな)②住所③電話番号④油絵の経験の有無

■申込・問合せ先

五條高等学校まなびースクール係(上村)

〒637-0092 五條市岡町1428 ☎22・4116

国民年金の任意加入と付加年金で年金を増やしませんか

■60歳から任意加入して年金額を増やせます

国民年金の老齢基礎年金額の満額(792,100円、平成20年度)を受け取るためには、20歳から60歳までの40年間(480か月)の国民年金保険料を完納しなければなりません。国民年金に加入していなかった期間や、やむを得ない事情により国民年金保険料を納められなかった場合、それに応じて年金額は少なくなります。このため、国民年金には本人の申し出により“60歳～65歳未満”の5年間、保険料を納めることで65歳から受け取れる老齢基礎年金を増やすことができる任意加入制度があります。

<任意加入の対象者>

次の①～③のすべての条件を満たす人が任意加入の対象者です。

- ①国内に住所を有する60歳以上65歳未満の人
- ②老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けていない人
- ③20歳から60歳までの年金保険料の納付月数が480月未満の人

<保険料>

▽月額14,410円(平成20年度)です。

▽前払いにより割引される前納制度もあります。

▽保険料の納付方法は、原則として口座振替です。

(注)保険料免除は利用できません。

■月々プラス400円(付加年金)で受け取り額を増やせます

第1号被保険者(および任意加入被保険者)は、月々の定額保険料に付加保険料(400円)をプラスして納めることで、老齢基礎年金に上乗せされた年金が生涯受け取れます。

(例)付加年金を5年間納めた場合、年間(200円×60月)分の年金がうけとれます。付加年金を2年間受給すると納付した付加保険料総額と同額となります。

(納付額)400円×5年(60月)=24,000円

↓(1年間に受け取る付加年金額)

200円×5年(60月)=12,000円(年額)

▽定額保険料の納付を行った月分のみ付加保険料を納付することができます。

▽支払った保険料は、全額社会保険料控除になります。

▽付加年金額は定額ですので、物価等によって増額や減額はしません。

▽第3号被保険者、国民年金基金加入者は利用できません。

申し込みに必要なもの 年金手帳 (口座振替を希望する場合は口座の預金通帳及び届出印)

詳しくは、市役所年金係へ問い合わせてください。

■申込・問合せ先 市民課 ☎(内線262)

住民票・戸籍謄抄本などの交付請求には本人確認書類の提示が必要です

戸籍法・住民基本台帳法の一部改正に伴い、虚偽の交付請求を防止し、市民の個人情報を守るため、5月1日から住民票の写し・戸籍謄抄本などの交付請求時に、窓口に来た人の本人確認を実施しています。

交付請求の際は、本人であることが確認できる次の書類の提示が必要となりますので持参してください。

なお、同一世帯外・同一戸籍外(第三者)の方が交付申請する場合には交付対象者からの委任状が必要になります。また委任された人の本人確認と、書類を必要とする明確な理由を伺い、場合によっては資料の提示を求めることがあります。ご理解とご協力をお願いします。

■本人確認のための書類一覧

	本人確認証の種類	
ア	<ul style="list-style-type: none"> ■運転免許証 ■旅券(パスポート) ■船員手帳 ■海技免状 ■小型船舶操縦免許証 ■猟銃・空気銃所持許可証 ■戦傷病者手帳 ■宅地建物取引主任者証 ■電気工事士免状 ■無線従事者免許証 ■住民基本台帳カード(顔写真付) ■官公庁が発行する証明書および各種免許証等(顔写真付) ■療育手帳 ■身体障害者手帳 ■外国人登録証明書 	1種類を 持参してください
イ	<ul style="list-style-type: none"> ■国民健康保険証 ■健康保険被保険証 ■船員保険証 ■共済組合員証 ■介護保険被保険証 ■国民年金手帳(または証書) ■厚生年金手帳(または証書) ■共済年金証書 ■恩給証書 ■印鑑登録証明書 ■クレジットカード ■キャッシュカード ■預金通帳 	2種類を 持参してください
ウ	<ul style="list-style-type: none"> ■学生証 ■社員証(法人が発行した身分証明書) ■公の機関が発行した資格証明書(顔写真付き) 	(イ)+(ウ)の2種類を 持参してください

■問合せ先 市民課 ☎(内線262)

老人憩の家のカラオケ送迎バス運行予定について

8月							9月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
					1	2		1	2	3	4	5	6
3	4	5	6	7	8	9	7	8	9	10	11	12	13
10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20
17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26	27
24	25	26	27	28	29	30	28	29	30				
31													

※ ○はカラオケ日。(送迎バス付き、午前10時から午後3時まで)

■利用方法

▽送迎バスを利用する際は2日前(休館日の場合はその前日)までに予約を行ってください。

▽予約の際は名前、電話番号、乗車場所(最寄りのバス停)を申し出てください。

▽乗車時間は、予約状況により調整し、後日連絡します。

▽予約のない場合は、運休します。

■その他

▽開館時間 午前9時～午後5時(毎週水曜日は休館)

▽対象者 60歳以上の方

貸し館等で利用のない場合はカラオケ設備を開放していますので、利用を希望する人は電話で状況を確認してください。(送迎バスなし)マッサージ機等は自由に利用できます。

■申込・問合せ先 老人憩の家 壺安寺町2205 ☎23・0431

世界平和と核兵器廃絶を祈願 市内13か寺から「平和の鐘」

一瞬にして多くの生命を奪い、傷つけ、二つの都市を破壊した昭和20年8月6日、9日の広島、長崎への人類で最初の原爆投下から63年が経過し、戦争の悲惨さを知らない世代が多くなっています。

世界で唯一の被爆国として、私たちは、「核兵器の廃絶」と「戦争放棄」について声を大にして叫び、世界平和の先導者として活動しなければなりません。

広島、長崎の悲劇以来、今日まで核兵器は使用されていませんが、今後も使用されないとは限りません。特に核兵器を新たに開発しようとしている国や、核の脅威を利用して自国の利益を守ろうとしている国など、世界中にはいまだに核の脅威が存在しています。

五條市では、昭和61年9月に核兵器廃絶平和都市を宣言し、「核兵器廃絶、平和宣言都市」の啓発塔を市役所前、中央公民館前、上野町の3か所に設置するとともに、「平和の鐘」について恒久平和を祈願しています。

今年も広島に原爆が投下された8月6日(水)午前8時15分、長崎に原爆が投下された8月9日(土)午前11時2分、そして、五條市が空襲を受けた8月8日(金)午前8時30分から1分間、原爆死没者のめい福と世界恒久平和を祈願して、「平和の鐘」が市内の13か寺から鳴り響きます。

市民のみなさん、この趣旨をご理解のうえ、当日は1分間の黙とうをお願いします。

7月1日から31日は河川愛護月間です

国土交通省では、昭和49年から毎年7月を「河川愛護月間」と定め、河川愛護運動を実施しています。月間中は公報活動をはじめ、地域住民、市民団体と連携した河川のクリーン作戦等多様な活動を実施し、河川愛護の意識を高めています。

和歌山河川国道事務所では、河川巡視で発見したゴミの不法投棄場所をマップにして、ホームページに掲載しています。ゴミの回収には多大な費用がかかる現状を知っていただき、ゴミの不法投棄防止にご協力ください。

■問合せ先 国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所五條出張所

☎22・3161 ホームページ <http://www.kkr.mlit.go.jp/wakayama/>

五條市自治連合会定期総会が開催されました

平成20年度五條市自治連合会定期総会が、5月31日に市民会館で行われました。
 総会では新役員の紹介や自治功労者の表彰、予算審議などが行われ、会長には北宇智地区の中谷篤男氏が選任されました。

■新役員(役職名・氏名・地区名)

(敬称略)

会長 中谷 篤男(北宇智地区)
 副会長 片岡 義博(宇智地区)
 松本 英嗣(中央地区)
 谷田 芳典(本町地区)
 川元 善嗣(南阿太地区)
 更谷 亘哉(大塔地区)
 会計 天野 裕司(田園地区)
 監事 南口 誠一(大阿太地区)
 中嶋 彰治(白銀北地区)
 書記 前平 弘幸(あづみ台地区)
 理事 西口 重雄(野原地区)
 内海 保夫(須恵岡口地区)
 谷向 秀喜(牧野地区)
 石田 清治郎(五條東地区)
 高木 修(二見地区)
 吉原 克彦(宗松中地区)
 河崎 眞左彌(新町地区)
 畠山 金作(宗松下地区)
 新子 道一(宗松上地区)
 芳田 忠男(南宇智地区)
 山本 活之祐(賀名生地区)
 西本 和男(阪合部地区)
 平谷 秀雄(白銀南地区)

■表彰受賞者

自治功労被表彰者(敬称略)
 市長表彰 生多 享司(二見地区)
 弓場 照美(宇智地区)
 坂田 清史(北宇智地区)
 会長表彰 吉村 樺芳(本町地区)
 阪口 勝弘(本町地区)
 宮脇 喜三郎(本町地区)
 市口 香代(本町地区)
 栗山 亮作(中央地区)
 久保 久彦(中央地区)
 武田 敏和(須恵岡口地区)
 鈴木 一美(新町地区)

繁野 正實(新町地区)
 笹谷 省司(二見地区)
 尾崎 好男(野原地区)
 森川 昌雄(野原地区)
 岡本 紀彦(牧野地区)
 尾来 孝志(牧野地区)
 平野 安男(牧野地区)
 平 長生(牧野地区)
 坂田 博(北宇智地区)



中谷自治連合会長



自治功労表彰

防ごう犯罪と非行 助けよう立ち直り “第58回” 社会を明るくする運動を実施します

“社会を明るくする運動”はすべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。期間中は、広報車による市内巡回啓発、街頭啓発、「愛の善意」募金運動等の活動を行っています。

強調月間 7月1日～7月31日

■問合せ “社会を明るくする運動”五條市実施委員会 社会福祉課 ☎(内線299)

保護司による電話相談 更生保護「ひまわりテレフォン相談」

犯罪や非行のない明るい町を築くため、犯罪や非行にいたった人々の社会復帰を支援し、悩んでいる人や家族を援助するための電話相談を行っています。

どんなささいな事でもかまいません。一人で悩まないで、あなたも電話してください。

■相談日時 月曜日～土曜日(祝祭日を除く)午後1時～4時

■相談窓口 ☎0742・20・6000

差別をなくす強調月間 標語作品

差別をなくす強調月間に伴い人権啓発標語を募集したところ、1,681件の応募がありました。その作品の一部を紹介します。

☆みんなの笑顔が 心のビタミン	五條東中学校	1年	今井 佑香理
☆その涙 あなたのその手で 止められる	野原中学校	2年	吉原 久美子
☆気づきたい 周りの心の SOS	智辯学園中学校	2年	藤井 亜沙美
☆消しゴムで 消せない一言 その重さ	五條西中学校	3年	清吾 奈美
☆作ろう あたかかい心 なくそう かなしませる心	五條中学校	3年	笹谷 萌
☆「ありがとう」伝える気持ちは 世界共通	大塔中学校	3年	波多 奈緒美

アライグマの被害が急増しています

五條市では、平成15年頃から農作物への被害が確認され、昨年度は農作物や民家への侵入被害が多数発生し、生息頭数も急激に増加しています。

農作物の収穫期を迎え、本年も被害発生が予想されますのでご注意ください。

アライグマを見つけた時や、農作物等に被害を受けた場合は農林商工観光課農林係に連絡してください。(社)奈良県猟友会五條支部の協力により捕獲します。

■アライグマの特徴

▽体長：42～60cm 体重：4～10kg 尾長：20～40cm

▽一見タヌキに似ていますが、タヌキの尾には縞模様がなく、四肢は黒色なので識別できます。

■アライグマによる被害

▽農作物被害：野菜や果実を収穫寸前に食べてしまう。

▽生活環境被害：屋根裏に侵入し繁殖する。飼育している魚やニワトリ、カメ等を食べてしまう。ペットの餌の残りなどを食べてしまう。ゴミをあさる。

▽感染症の媒介：狂犬病予防法の対象となっている他、「アライグマ回虫症」などを媒介する。

※アライグマに近づかないようにし、糞尿には直接触れないようにして下さい。

■アライグマの被害対策

▽農作物被害対策：農作物の収穫期に食害するので、収穫期の前後に囲い柵(電気柵・網囲い・トタン囲い)を設置すると軽減できます。また生ゴミやペットの餌、くず野菜等の放置は餌付けと同じです。

▽生活環境被害対策：屋根裏に侵入した場合は、侵入口を見つけ、侵入口から遠い屋根裏の一角で害虫防除剤をたいて追い出した後に侵入口をふさいで下さい。

※アライグマ等の有害鳥獣を捕まえる場合は、有害鳥獣の捕獲許可が必要です。わなを仕掛ける場合も狩猟免許(わな猟)が必要です。特にアライグマは、特定外来生物に該当するため、捕まえたものを運搬するだけでも違法です。

■連絡・問合せ先 農林商工観光課農林係 ㊦(内線390)



市有地を売却します

市有地を競争入札により売却します。購入を希望する人には、入札要領を監理管財課管財係で配布します。入札に参加する場合は事前に申し込みが必要です。

■売却物件

物件番号	所在地	地目	公簿面積 (㎡)	実測面積 (㎡)	建ぺい率 / 容積率	用途地域	最低売却価格
1	五條市近内町892番1	田	726	726.17	70/400	市街化調整区域	2,949,750円
2	五條市滝町36番	雑種地	69	1,936.32	60/200	市街化調整区域	5,502,500円
	37番		142				
	38番		317				
	39番		413				
	40番		446				
	53番		135				

物件の詳細およびその他入札資格、契約条件等については入札要領でお知らせします。

■入札申込者の資格

五條市民、または市内に事務所もしくは事業所を有する法人。個人の場合は連名(共有)での申し込みもできます。ただし、次に該当する場合は申し込むことができません。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人
- (2) 市税を滞納している者
- (3) 破産者で復権を得ない者

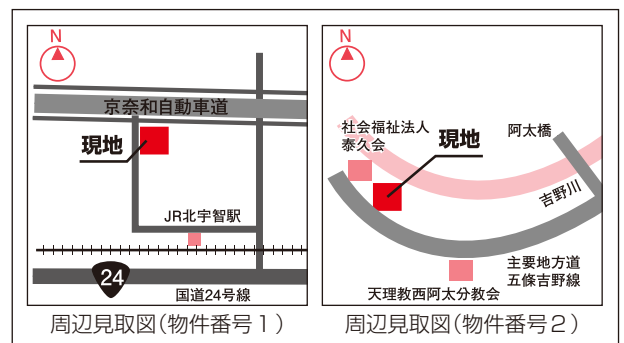
■入札要領配布期間 7月11日(金)～7月22日(火)

■入札申込受付期間 7月14日(月)～7月24日(木)

(いずれも土日祝日を除く、午前9時～正午と午後1時～午後5時)

※郵送による受付はしませんので、直接持参してください。

■申込・問合せ先 監理管財課管財係 ㊦(内線213 市役所本庁舎2階)



保健福祉センターからのお知らせ

<p>肝炎ウイルス検診 (B型肝炎・C型肝炎) 検査</p>	<p>肝炎ウイルス検査にはB型肝炎ウイルス検査とC型肝炎ウイルス検査があります。日常生活で感染することはほとんどありませんが、この肝炎は自覚症状がないことが多く、感染していても気づかない場合がありますので、検査を受けたことがない人は、一度検査してください。</p> <p>■五條市で実施する肝炎検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ▽検診内容 B型肝炎ウイルス・C型肝炎ウイルスの有無について血液検査で調べます。 ▽対象者 市内在住の40歳の人(昭和43年4月1日～昭和44年3月31日生まれの人) ▽検診医療機関 市内指定医療機関 ▽検診実施期間 平成21年2月28日まで ▽費用 1,000円(費用は医療機関で支払ってください) ▽受診方法 受診票が必要ですので、カルム五條に取りに来てください。 ▽申込・問合せ先 保健福祉センター成人保健係 ☎(内線290) <p>■内吉野保健所で実施する肝炎検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ▽検診内容 B型肝炎ウイルス・C型肝炎ウイルスの有無について血液検査で調べます。 ▽対象者 B型、C型肝炎感染に不安を持つ人 ▽検査日 毎月第1、第3月曜日(午前9時～11時) ▽費用 無料 ▽その他 2週間後に結果説明があります ▽申込・問合せ先 内吉野保健所(五條市本町3-1-13) ☎22-3051
<p>健康のための 料理教室</p> <p>■申込・問合せ先 保健福祉センター 成人保健係 ☎(内線290)</p>	<p>食べることは元気のみならずです。しかし偏った食習慣は生活習慣病を引き起こします。少しの工夫で、おいしく、健康によい料理方法を調理実習等で見直しませんか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▽日時・場所 7月30日(水)午前10時～午後2時 カルム五條 ▽対象者 五條市に在住する人(定員20名) ▽テーマ・指導者 『旬の食材で、元気料理』 五條市食生活改善推進員 ▽参加費 600円(食材料費) ▽持ち物 エプロン・三角きん・手拭いたオル・筆記用具 ▽申込締切 7月22日(金)
<p>親子の すこやか料理教室</p> <p>■申込・問合せ先 保健福祉センター 成人保健係 ☎(内線290)</p>	<p>買い物や、食器を並べテーブルを整えたり食材を調理したりすることは子供の好奇心を刺激します。今回の料理教室で親子の「おいしさと料理の楽しさ発見」をしてみませんか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▽日時・場所 8月5日(火)午前9時30分～午後1時 カルム五條 調理実習室 ▽対象者 市内に在住する子供と保護者(小学4年生以上は1人でも参加できます) ▽定員 30人 ▽指導者 五條市食生活改善推進員 ▽参加費 大人500円、子供300円(食材料費) ▽持参物 エプロン・三角きん等、髪を覆う物 ▽申込締切 7月31日(木)

夏の献血キャンペーン実施中！ご協力をお願いします

■実施日 8月7日(木) ■受付時間 午前10時～午後4時 ■場所 市民会館

カルム五條では、赤ちゃんからお年寄りまですべての市民の皆さんの健康相談を受けつけています。お気軽にご利用ください。

カルム五條(保健福祉センター)
☎22・4001 内線289,290
FAX22・6585

県立五條病院からのお知らせ

リハビリしていますか

五條病院リハビリテーション部 北村 亨

皆さん、リハビリテーションという言葉を知ると、何を思い出すでしょうか？大勢の人は、病院や介護老人施設でのからの機能訓練、または訪問リハビリではないでしょうか。しかし本来は、様々な意味があります。rehabilitationという語はre-(再び)とラテン語の形容詞であるhabilis(適した)と-ation(～にすること)からなっています。

リハビリテーションには「医学的リハビリテーション」「社会的リハビリテーション」「教育的リハビリテーション」「職業的リハビリテーション」の4つの分野があります。この中で、良くご存知なのは「医学的リハビリテーション」でしょう。専門職としては、理学療法士・看護師・作業療法士・言語聴覚士・義肢装具士等が挙げられ、チームとして、各々の専門性をいかして患者様の目標にかかわることになります。五條病院には私を含めて理学療法士が4人います。医学的リハビリテーションチームの中のひとつの役割を担っており、医師の指示のもと看護師・義肢装具士と共に、病気のけがで入院、通院治療されている方に身体や精神面への支援、環境整備の指導、各種医療機関との連携を行っています。

自宅で実際にリハビリテーションを行うときに、どうすればいいのでしょうか。専門的な医療を必要とするときは医療機関、介護保険サービスを利用する必要があるでしょう。しかし、健康維持を目的とするときは、生活そのものを楽しんでください。例えば、

・ 散歩をしませんか。それは、体力維持のリハビリ・運動・気分転換・人との出会い・・・

・ 読書をしませんか。それは、頭のリハビリ・想像・気分転換・・・

・ おしゃべりをしませんか。それは、発声のリハビリ・出会い・笑い・・・

難しく考えずに、自分でできることを見つけて継続してください。きっと、いい事があると思います。

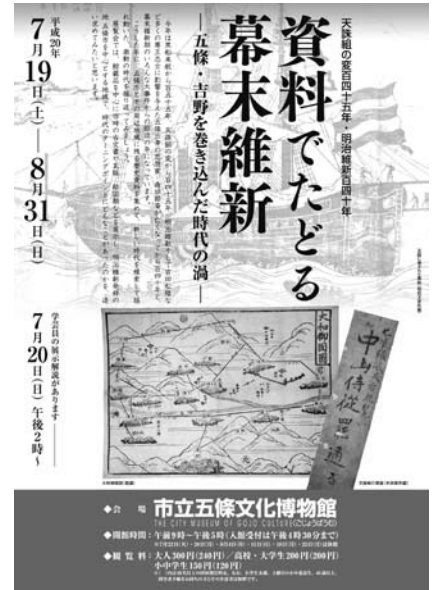
■問合せ先 奈良県立五條病院 ☎22・1112

夏季企画展 天誅組の変145年・明治維新140年

「資料でたどる幕末維新—五條・吉野を巻き込んだ時代の渦—」

平成20年7月19日(土)開幕

- 会場 市立五條文化博物館3階特別展示室
企画展は8月31日(日)まで開催します
(期間中の7月22日(火)と28日(月)、8月の毎週月曜日は休館します)
- 学芸員の展示解説 7月20日(日) 午後2時から
- 申込・問合せ 市立五條博物館 ☎24・2011



市立五條文化博物館友の会 会員募集

- 歴史に興味のあるみなさん、一緒に勉強しませんか？
市内・市外を問わず広く募集しています。年5回程度の館内研修・館外研修を行っています。
- 年会費：2,000円
- 申 込：090・4645・8628(千本)
(申込は随時受け付けています)



五條代官所の設置

五 條地域の発展の大きな転換点の1つをなすのが、寛政7(1795)年の五條代官所の設置です。初代代官は河尻甚五郎(春之)で、当初は大和国内の宇智郡・吉野郡・宇陀郡などの約5万石の幕府領を管轄し、のち一万石が加増されます。最後の代官は約7万石を支配する中村勘兵衛です。陣屋が設置された場所の五條村と須恵村・新町村は陣屋元村として、5~7万石の村々の中心として発展することになります。

代官所は、全国の約400万石の幕領支配のために各地に配置されましたが、手附・手代をはじめ足輕・仲間など約40人前後の人的構成で運営されました。文久3(1863)年の天誅組の変で五條代官所が襲撃を受け、幕末の幕府支配に大きな影響と衝撃を与え、また慶應4(1868)年正月の戊辰戦争の勃発早々に明治新政府側の鷺尾侍従によって五條代官所が接収されたのは、幕府支配の象徴的存在だったからです。

全国に50前後ある代官所の中で、五條代官には代官としての経験者が任命されるなど有能な代官が派遣されています。幕府の学問吟味の試験を受けてその学識を買われて代官となって、後勘定吟味役・松前奉行(河尻がこの奉行の時、間宮林蔵による間宮海峡発見が実現します)・持弓頭へと昇進河尻甚五郎を筆頭に、五條では郷学の主善館を設立し、日本三大農政家の一人で大蔵永常の出版を支援し、山形県寒河江では住民によって天保6年に鎮徳碑が建立された池田仙九郎、学問吟味試験でトップクラスとなって表彰を受け奥石筆から代官になって78歳の現職のまま五條で死去して二見の生蓮寺に墓のある山上藤一郎、大塔村廉においてその住民への善政によって矢嶋大明神として祀られた矢嶋藤蔵など五條代官は多士にわたります。水戸黄門の「助さん・格さん」によって「懲らしめ」を受けなければならない「悪徳代官」のイメージからは遙かに遠いようです。

(新町と松倉豊後守重政400年記念事業実行委員 藤井正英)

代官名	赴任年	離任年	前 歴	後 歴	家 禄	備 考
河尻甚五郎	寛政7(1795)*①	享和2(1802)	信濃中野代官	西丸納戸頭	250俵	享和2. 12布衣、文化4. 諸大夫の地位
池田仙九郎	享和3(1803)	文化7(1810)	大坂代官	出羽柴橋代官	150俵	主善館設立。
辻 甚太郎	文化7(1810)	文政5(1822)	越後脇野町代官	摂津大坂代官	500石	辻氏は代々美濃郡代
竹内平右衛門	文政5(1822)	文政7(1824)	越後川浦代官		200俵	
矢嶋藤蔵	文政8(1825)	天保2(1831)	信濃中野代官	摂津大坂代官	現米80石	大塔村廉に矢嶋大明神
青山九八郎	天保2(1831)	天保6(1835)	評定所留役	越後柏崎代官	100俵5人	弘化4. 7布衣、安政6. 諸大夫
囊 笠之助	天保6(1835)	天保9(1838)	信濃中之条代官	在任中死去	160俵	天保9. 3. 25卒(桜井寺)
竹垣三右衛門	天保9(1838)	天保11(1840)	陸奥塙代官	摂津大坂代官	150俵	嘉永6. 12布衣、元治元. 諸大夫
小田又七郎	天保11(1840)	弘化4(1847)	人足寄場奉行	関東上郷代官	30俵	
山上藤一郎	弘化4(1847)	嘉永2(1849)	遠江中泉代官	在任中死去	70俵5人	嘉永2. 3. 23卒(生蓮寺)
内藤左衛門	嘉永2(1849)	安政5(1858)	細工頭	在任中死去	225石	安政5. 2. 24卒(本久寺)
松永善之助	安政5(1858)	文久2(1862)	出羽柴橋代官	死去(大坂)	15俵	
鈴木源内	文久2(1862)	文久3(1863)	信濃中野代官	在任中死去		文久3. 8. 17殺害(極楽寺)
中村勘兵衛	元治元(1864)	慶応元(1868)	陸奥塙代官		40俵	鷺尾侍従による接収
備考	*①については『幕領陣屋と代官支配』(西沢淳男著)が寛政六年を赴任年としているが、前の内藤代官から河尻新五條代官への郷村引き渡しは寛政7年5月27日である(柏田家文書)。					

募集

自衛官を募集します

- 募集種目
 - ▽任期制自衛官「2等陸・海・空士」
 - ▽一般曹候補生
 - ▽航空学生
- 受験資格
 - ▽18歳以上27歳未満の者(男女不問)
 - ▽航空学生は、高卒(見込も含む)21歳未満の者(男女不問)
- 受付期間
 - 8月1日～9月10日
- 試験日時
 - ▽任期制自衛官
 - 9月16日～21日(内1日)
 - ▽一般曹候補生
 - 9月20日(土)
 - 9月23日(火)
 - ▽航空学生(1次)
 - 10月9日(木)
- 一次合格発表
 - ▽一般曹候補生 10月3日(金)
 - ▽航空学生(1次)
- その他(任期制自衛官)
 - 一任期 陸・2年、海・空・3年
 - 二任期目以降は2年一任期
- 申込・問合先
 - 自衛隊五條地域事務所
 - ☎024・377・8000

- その他 参加者は8月末までに、小学生の感想文または図画を提出してください。
- 応募方法 7月14日(月)(必着)までに往復ハガキに、参加希望親子1組の住所、氏名、年齢、性別、電話番号、お子さんの学校名、学年、希望の集合駅名を明記して送付してください。
- 申込・問合先
 - リニア中央エクスプレス建設促進奈良県県成同盟会(奈良県庁 道路・交通環境課内)
 - ☎030・185001
 - 奈良市登大路町300
 - ☎0742・277・8103

- 「じっけいんストラクター」から楽しい散歩のコツや、マナーを学びます。散歩を楽しむながら地域の手本となっていたら、キャンペーンと一緒に歩いていただける「わんちゃん」とその家族を募集します。
- 日時・場所
 - ▽事前講習A組 8月23日(土) 内吉野保健所
 - ▽事前講習B組 8月30日(土) 内吉野保健所
 - ▽キャンペーン 9月23日(火) 祝 五万人の森
- 対象者 市内在住で犬(番犬登録・狂犬病予防注射済みで、他犬とトラブルなく歩けること)を飼育している人(家族での参加可)
- 定員 各組 10家族(キャンペーンは両組とも参加)
- 申込締切 7月30日(水)
- 申込・問合先
 - 奈良県内吉野保健所(藤井)
 - ☎22・3051
 - ☎22・30623
 - FAX 22・30623

講座

- 親子ふれあい広場(料理教室)
 - 夏休み企画「本格石焼釜でピザを作

- りましよう!」
- 日時 8月2日(土)
 - 午後1時30分～3時30分
- 場所 5万人の森公園
- 定員 先着10組(五條市在住の小学生および中学生とその保護者)
- 指導者 田中孝佳先生・田中クッキング教室
- 参加費 1,500円(材料費1,200円、利用団体会費300円)
- 持ち物 エプロン、タオル、筆記用具
- 申込方法 7月25日(金)までに参加費を添えて申し込んでください。
- 申込・問合先
 - 中央公民館
 - ☎24・20001

- 親子ふれあい広場(体験教室)
- 夏休み企画「ハーブの草木染めを体験しよう」
- 自然の素材で染色を楽しみましょう。大人はシルクのショール、子供はスカーフに染めます。
- 日時 8月21日(木)
 - 午後1時～4時
- 場所 中央公民館
- 定員 先着10組(小学生および中学生とその保護者(市内に在住または勤務する人))
- 指導者 新子予至子先生(ハーブコーディネーター)
- 参加費 1組 2,200円(材料費1,900円、利用団体連絡協議会費300円)
- ※ただし、子供2人以上で申し込む場合は、1人につき700円の追加が必要です。
- 持ち物 持ち帰り袋、筆記用具、※汚れてもいい服装で参加してください。
- 申込方法 7月31日(木)までに参加費を添えて申し込んでください。
- 問合先
 - 中央公民館
 - ☎24・20001

ちぎし絵講座

- 季節の風物詩をちぎり絵で表現してみませんか。今回はうちわに風鈴のちぎり絵をちぎります。
- 日時 8月4日(月)
 - 午前9時30分～正午
- 場所 中央公民館

- 定員 20人(市内に在住または勤務する成人)
- テーマ 「うちわのちぎり絵「風鈴」
- 指導者 稲葉孝子先生(しゅんこうちぎり絵講師)
- 参加費 1,600円(材料費1,300円、利用団体連絡協議会費300円)
- ※作品を追加する場合は、別途材料費が必要です。(追加うちわ1枚525円)
- 持ち物 フエキのり・はさみ・鉛筆・筆(少)・おしぼり・鉄筆(インクの出ないボールペン)・先のとがったピンセット・めうち(洋裁に使うもの)または竹串・ゴミ袋
- 申込方法 7月20日(日)までに参加費を添えて申し込んでください。
- その他 託児有り(2歳以上就学前の幼児・要予約・無料)
- 申込・問合先
 - 中央公民館
 - ☎24・20001

- チャレンジクッキング
- 料理を楽しみながら調理の工夫について学習しましょう。
- 日時 8月8日(金)
 - 午前10時～正午
- 場所 中央公民館
- 定員 先着16人(市内に在住または勤務する成人)
- テーマ タイ料理(3品)ゲンキヤウン・ラーナント・タイ春雨サラダ)
- 指導者 山本陽子先生(タイ出身の主婦)
- 参加費 1,500円(材料費1,200円、利用団体会費300円)
- 持ち物 エプロン、タオル、ふきん、筆記用具、料理持ち帰り用の容器
- 申込方法 7月25日(金)までに参加費を添えて申し込んでください。
- その他 託児あり(2歳以上就学前の幼児・要予約・無料)
- 申込・問合先
 - 中央公民館
 - ☎24・20001

子ども茶道教室

- あいさつの仕方、お辞儀の仕方、お茶のいただき方を学びましょう。
- 日時 8月4日(月)
 - 午後1時30分～
- 場所 中央公民館

〈大塔地区〉

し尿くみ取りのお知らせ

8月のくみ取りについては、次の日程で実施します。希望する場合は業者へ直接依頼してください。

8月12日(火)・26日(火)

※当日の受付はできません。

■申込・問合先 **ダイワクリーンサービス**

☎0745・52・3372

- 定員 先着20人(市内の小・中学生)
- 指導者 五條市茶華道協会
- 参加費 5000円
- 持ち物 靴下
- 申込方法 7月31日(木)までに参加費を添えて申し込んでください。
- 申込・問合先
 - 中央公民館
 - ☎24・20001

夏期博物館講座

- 子どもいけばな教室
- 身近な草花を使って自然に親しみ、実技を通していけばなの伝統文化を学びましょう。
- 日時 8月6日(水)
 - 午前10時～
- 場所 中央公民館
- 定員 先着20人(市内の小・中学生)
- 指導者 五條市茶華道協会
- 参加費 5000円
- 持ち物 はさみ
- 申込方法 7月31日(木)までに参加費を添えて申し込んでください。
- 申込・問合先
 - 中央公民館
 - ☎24・20001

てんいち先生



■この記事に関する問合せ
人権施策課 ☎ (内線286)

市役所電話番号

- ☎ 五條市役所 (本庁)
☎22-4001 (代)
- ☎ 西吉野支所
☎33-0301 (代)
- ☎ 大塔支所
☎36-0311 (代)

「広報五條」の配布方法について

「広報五條」は原則新聞折り込み(ただし全国紙等)で配布します。新聞を購読していない、または新聞広告等が折り込まれていない世帯については、個別発送希望の申請を行ってください。
インターネットの五條市ホームページ (<http://www.city.gojo.lg.jp/>) にも「広報五條」を掲載しています。

■申込・問合せ
庶務課文書広報係 ☎ (内線208)

- 無料送迎バスが出ます
- 場所 市立五條文化博物館1階研修室
- 定員 80人(事前に申し込んでください)
- ▽第1回 7月27日(日)
テーマ 近世の経路
講師 成瀬匡章先生(森と水の源流館学芸員)
- ▽第2回 8月10日(日)
テーマ 考古学にみる紀伊・大和中部地域の文化交流―和歌山側から見た五條文化―
講師 土井孝之先生(和歌山県文化財センター埋蔵文化財課主任)
- ▽第3回 8月24日(日)
テーマ 幕末維新史跡の歩き方
―探訪話と鎮魂ライブ―
講師 草村克彦先生(大誅組研究家)
講演とコラボレーション・講演終了後円形広場にて草村氏演出による鎮魂ライブ
演奏・綿鍋伊久男氏(ミュージシャン)
- 受講料 無料
- 申込・問合せ
市立五條文化博物館
☎24・20011

夏休み子供講座

- 受講料 材料費として2000円から5000円が必要です
- ▽第1回 7月26日(土)
テーマ 陶芸教室―手作り器を作ろう A班
講師 山田恭介先生
時間 午前9時30分～11時30分
- ▽第2回 7月26日(土)
テーマ 陶芸教室―手作り器を作ろう B班
講師 山田恭介先生
時間 午後1時30分～3時30分
- ▽第3回 8月9日(土)
テーマ 折り紙の不思議にチャレンジ
講師 原田キョウ先生
時間 午前9時30分～11時30分
- ▽第4回 8月23日(土)
テーマ 自分だけのはんこを作ろう
講師 山本添山先生
時間 午前9時30分～11時30分
- 申込・問合せ
市立五條文化博物館
☎24・20011
- 元気はつらつ塾 転倒骨折予防
楽しい体操とレクリエーションをしながら、転倒骨折予防をしましょう。
■日時 7月26日(土)、8月23日(土)、9月27日(土)、10月25日(土)
午後2時～3時30分
- 場所 ケアハウスまきの苑
- 対象 市内に在住する65歳以上の人で、介護保険のサービスを利用していない人
- 内容 体力測定・体操・レクリエーション・お話・相談等

- 指導者 理学療法士・作業療法士・保健師等
- 費用 無料
- 持ち物 体操のできる軽い服装・お茶・タオル
- 申込・問合せ
ルポセまきの(久保)
TEL 24・00033
- 市民の善意
ありがとうございました。
(順不同・敬称略)
- 《善意銀行》
旧国鉄OB会北宇智地区有志一同
奈良県退職女教師の会五條支部ひまわり会
西吉野盆裁同好会
山口 貴弘(御山町)
松本 和義(今井)
柏田 充(靈安寺町)
上東 啓志(靈安寺町)
山口 重雄(野原東)
《花咲寮》
五條どんぐり会会員一同

第37回 吉野川祭り

本年も8月15日・16日の2日間開催します。

吉野川祭りは今年で37回を迎え、市民の祭りとして定着してきました。中でも花火は県下随一の花火大会として、日本花火大会百選にも選ばれています。今後も皆様のご支援とご協力をお願いします。

■問合せ 吉野川祭り実行委員会事務局(農林商工観光課内) ☎(内線210)

吉野川フェスタ2008 かわっ子まつり

みんなが川とふれあい、楽しく遊び、吉野川にもっと関心を持ってほしい!そして、吉野川にきれいな流れを取り戻し、川を主役とした元気なまちづくりをするために今年も吉野川フェスタを行います。

川と親しむ楽しい催しのほか、河原ではバーベキューなども自由に行えますので、家族そろって楽しい一日を過ごしてください。

■日時 7月20日(日) 午前9時～午後3時

■場所 大川橋下流左岸(野原側)

■参加費 無料

◆吉野川いかだ下りコンテスト

◆魚のつかみ取り

◆模擬店など

主催 吉野川活性化プロジェクト

共催 五條市、五條市教育委員会、五條市観光協会、五條市商工会、五條市自治連合会、五條市漁業協同組合、モンベルクラブ五條店、日本レクリエーションカヌー協会

■問合せ 農林商工観光課 ☎(内線210)



市民ごよみ

7月10日(木)

上野公園市民プールオープン

場所◎上野公園市民プール

時間◎10時～18時

(8月31日(日)まで)

※8月5日(火)、6日(水)は平成20年度小学生水泳記録会のため市民プールは利用できません。

賀名生スイミングプール

(西吉野町屋那瀬地内)についても、

8月5日(火)から8月22日(金)まで利用可能となります。

※詳細については問い合わせてください。

■問合先

西吉野支所住民課

33・0301(内線25)

7月11日(金)

人権を確かめ合う日

7月21日(月)

吉野川

マナーアップキャンペーン

～きれいな川をいつまでも～

場所◎吉野川河川敷

時間◎10時00分～11時10分

8月 6日(水)

各種年金相談

場所◎商工会館

時間◎9時30分～16時

毎週金曜日

消費生活・多重債務相談

場所◎市役所別館相談室

時間◎10時～15時

表紙写真

かげろう座



鎖鎧 (米田家蔵 五條文化博物館寄託)

天誅組の変は、今から145年前の文久3年(1863)8月17日(旧暦)に、尊王攘夷派の志士たちが五條代官所を襲撃した事件です。

天誅組は、その後わずか40日ほどで幕府軍によって鎮圧されてしまいましたが、これは明治維新に先立つこと5年前、江戸幕府を倒そうとして起こされた最初の反乱事件で、これにちなんで五條は、明治維新発祥の地と呼ばれています。

五條文化博物館では、天誅組に加わった志士が使っていた鎧を展示しています。鎧の持ち主は、田中主馬蔵という十津川の郷士でした。

主馬蔵は呼びかけに応じて天誅組に加わり、道案内や退路を探す役を務めていました。十津川郷士たちが天誅組から離反した後も、主馬蔵は最後まで天誅組に付き従い、最後は鎮圧に來た和歌山藩兵に捕らえられ和歌山の牢に入れられました。

一度は釈放されて十津川に帰りましたが、再び捕らえられて京都の牢で重い病気にかかり、再び釈放されて故郷に帰った後に療養もむなしく病死しました。

この鎧は、鉄板を鎖でつないで裏地を縫いつけた非常に重いもので、裏地には「赤心報国(「偽りのない心で国に尽くす」こと) 和州十津川田中主馬蔵」と書いてあり、主馬蔵の強い意思が感じられます。現代まで伝わる、数少ない天誅組の遺品の一つです。

「五條の歴史を探る」では、市立五條文化博物館の収蔵品の中から、五條の歴史・文化を今に伝える資料とそのゆかりの地を紹介します。

■開館時間 午前9時～午後5時(入館午後4時30分まで)

○休館日 月曜日、祝日の翌日と年末年始

■問合先 市立五條文化博物館 五條市北山町930-2 ☎24・2011

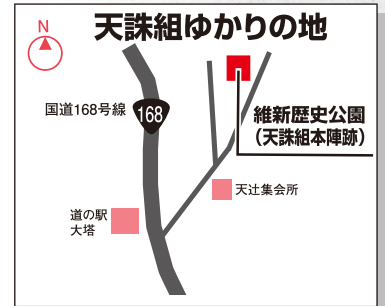
五條の歴史を探る

天誅組の鎖鎧

第2回



鎧の裏地



市の動き (5月31日現在) ()内の数字は先月比



人口36,995人 (-36)



男17,672人 (-34)



女19,323人 (-2)



世帯数13,845世帯 (+19)

五條 7月号

平成20年7月発行 第715号 ●発行 五條市 ●編集 市長公室庶務課

〒637-8501 五條市本町1丁目1番1号 ☎22-4001

<http://www.city.gojo.lg.jp>

PRINTED WITH SOYINK